

非稼働病棟を有する医療機関に対する地域医療構想推進委員会の対応方針等
に関する意見

1 地域医療構想推進委員会における対応について

(1) 病床がすべて稼働していない病棟（過去1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟。以下「非稼働病棟」という。）を有する医療機関への地域医療構想推進委員会における対応

非稼働病棟を有する全ての医療機関に対して、地域医療構想推進委員会への出席、説明を求める。	8名
地域医療構想推進委員会の協議を経て、事前に非稼働病棟に対する具体的対応方針を決定する（地域医療構想推進委員会への出席、説明を求める場合等を定める）。	17名
その他	0名
()	0名

(2) 非稼働病棟を有する医療機関に地域医療構想推進委員会への出席を求めた場合において、①病床を稼働していない理由、②当該非稼働病棟の今後の運用見通しに関する計画についての説明以外に説明を求めたほうが良い事項

①病床を稼働していない理由、②当該非稼働病棟の今後の運用見通しに関する計画についての説明で十分である。	23名
上記以外に次の事項の説明を求めたほうが良い。	1名
(非稼働病床があることによって、地域住民へ不利益、不都合が発生しているか否か説明を求める。)	名
その他	1名
(個別の理由に対する可否の基準が求められるため、説明の内容を設定するのが難しいのではないか。)	名

2. その他、非稼働病棟を有する医療機関に対する対応についての意見

<ul style="list-style-type: none"> 回復期・慢性期病床への転換についての意見を聞く機会があってもよいと思う。 運用見通し計画の期限についてどこまで許容されるのか（2025年度までなのか）？又計画の実行をいつまで待つべきか？ 他施設の病床機能変更計画について確認したい。
--

3. 対応方針（案）

<p>保健所から非稼働病棟を有する医療機関に対し「今後の方針」についての意向調査を行い、その結果を踏まえて、次回の委員会において出席、説明を求めるかどうかの議論を行う。</p>
--